

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県公営企業局契約規程（抜粋）

高知県公営企業局契約規程（抜粋）

（遅延利息及び延滞違約金）

（遅延利息及び延滞違約金）

第26条 契約担当者は、契約者が契約の履行期限内にその責めに帰する事由により、契約上の義務を履行しなかった場合で契約を解除しないときは、当該履行期限の翌日から履行が終わるまでの遅滞日数に応じ、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額の遅延利息又は延滞違約金を徴収する旨を約定させなければならない。ただし、契約の性質が、これを約定するに適しない契約であるときは、この限りでない。

第26条 契約担当者は、契約者が契約の履行期限内にその責めに帰する事由により、契約上の義務を履行しなかった場合で契約を解除しないときは、当該履行期限の翌日から履行が終わるまでの遅滞日数に応じ、次の各号に掲げる契約につき、当該各号に掲げる額の遅延利息又は延滞違約金を徴収する旨を約定させなければならない。ただし、契約の性質が、これを約定するに適しない契約であるときは、この限りでない。

（1） 財産の売払い等公営企業局が金銭の給付を受ける契約 遅滞金額につき年14.5パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息

（1） 財産の売払い等公営企業局が金銭の給付を受ける契約 遅滞金額につき年14.5パーセントの割合をもって計算した額の遅延利息

（2） 工事又は製造の請負契約その他前号に掲げる契約以外の契約 契約代金から出来高部分又は履行済みの部分に対する契約金額相当額を控除した額につき当該契約を締結した日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の財務大臣が決定する率（第29条第3項において「財務大臣が決定する率」という。）を乗じて計算した額の延滞違約金

（2） 工事又は製造の請負契約その他前号に掲げる契約以外の契約 契約代金から出来高部分又は履行済みの部分に対する契約金額相当額を控除した額につき年2.5パーセントの割合をもって計算した額の延滞違約金

2 前項の延滞違約金は、支払金から控除する旨を契約者に約定させるものとする。

2 前項の延滞違約金は、支払金から控除する旨を契約者に約定させるものとする。

3 契約担当者は、契約の条件その他について特別の事情がある場

3 契約担当者は、契約の条件その他について特別の事情がある場

合は、第1項本文の規定による約定と異なる約定をすることができる。

4 契約担当者は、遅延利息又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、これを徴収しない旨を約定することができる。

(契約の解除)

第29条 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を約定させなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の規定により契約を解除した場合において、工事又は製造の出来高部分で検査に合格したものは、公営企業局の所有とし、その出来高部分に対する契約金相当額を支払うものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により支払うべき額が前払金の額より少ない場合にあっては、契約者は、その差額に利息を付して公営企業局に返還しなければならない旨を約定させなければならない。この場合の利息は、当該前払金受領の日の翌日から返還する日までの日数に応じ当該返還すべき額につき当該契約を締結した日における財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。

合は、第1項本文の規定による約定と異なる約定をすることができる。

4 契約担当者は、遅延利息又は延滞違約金の額が100円未満の場合は、これを徴収しない旨を約定することができる。

(契約の解除)

第29条 契約担当者は、契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨を約定させなければならない。

(1)～(5) 略

2 前項の規定により契約を解除した場合において、工事又は製造の出来高部分で検査に合格したものは、公営企業局の所有とし、その出来高部分に対する契約金相当額を支払うものとする。

3 契約担当者は、前項の規定により支払うべき額が前払金の額より少ない場合にあっては、契約者は、その差額に利息を付して公営企業局に返還しなければならない旨を約定させなければならない。この場合の利息は、当該前払金受領の日の翌日から返還する日までの日数に応じ当該返還すべき額につき年2.5パーセントの割合をもって計算した額とする。